

岩手労働局の取組内容

第15回トラック輸送における取引環境・労働時間改善岩手県協議会

令和7年3月12日

厚生労働省岩手労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1 - 1 依頼の趣旨

厚生労働省 岩手労働局 Press Release

岩手労働局発表 令和4年12月23日	照 会 先	岩手労働局労働基準部監督課 監督課長 八重樫祐一 監察監督官 渡辺 幸輝 (電話) 019-604-3006
-----------------------	-------------	---

報道関係者 各位

改善基準告示の改正に伴い「荷主特別対策チーム」を編成しました
～岩手労働局にトラック運転者のための特別チームが発足～

岩手労働局（局長 稲原 俊浩）は、本日、「改善基準告示」（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号））の改正（※）に伴い、岩手労働局において、トラック運転者の方の長時間労働の是正のため、発着荷主等に対して、長時間の荷待ちを発生させないことなどについての要請と其の改善に向けた働きかけを行うことを目的とした「荷主特別対策チーム」を編成しました。 ※適用は令和6年4月1日。

道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、通労等々の労災支給決定件数が多い業種であることから、トラック運転者の方の長時間労働の是正等の働きかけ改革を一層積極的に進める必要があります。しかしながら、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業者の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、「荷主特別対策チーム」が、発着荷主等に対して要請と働きかけを行うこととしました。

岩手労働局では、改正された改善基準告示を広く周知するほか、こうした取組を通じて、トラック運転者の方が健康に働くことができる環境整備に努めてまいります。

【荷主特別対策チームの概要】

- **トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有するメンバーで編成されています**
「荷主特別対策チーム」は、岩手労働局に新たに任命する荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する岩手労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成しています。
- **労働基準監督署が発着荷主等に対して要請します**
労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請します。
- **岩手労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけます**
岩手労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスをを行います。
- **長時間の荷待ちに関する情報を収集します**
厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」(※)を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を行います。

※URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/hunya/koyou_roudou/roudouki_jun/nimachi.html

■ **トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有するメンバーで編成されています**

「荷主特別対策チーム」は、岩手労働局に新たに任命する荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する岩手労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成しています。

■ **労働基準監督署が発着荷主等に対して要請します**

労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請します。

■ **岩手労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけます**

岩手労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスをを行います。

■ **長時間の荷待ちに関する情報を収集します**

厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を行います。

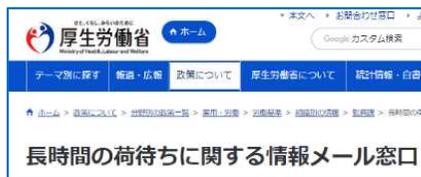
1 - 1 依頼の趣旨

労働基準監督署による説明会

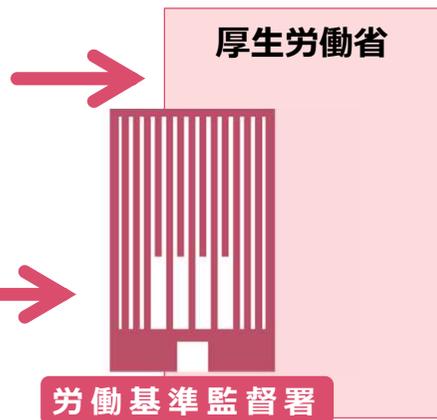
	4年度	5年度	6年度	合計
実施回数	17	25	4	36

労働基準監督署による要請

	5年	6年	合計
発荷主要請	85	70	155
着荷主要請	115	24	139
元請運送事業者要請	40	11	51
合計	240	105	345



運送業者



情報提供（拡充）

働きかけに活用

国土交通省

法に基づく「働きかけ」等



発荷主

着荷主

荷主への要請



1 - 1 依頼の趣旨

長時間の恒常的な荷待ちの改善に向けた取組について（要請）

道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の長時間労働の是正等を一層積極的に進める必要があります。

一方、道路貨物運送業の長時間労働の要因の中には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあります。トラック運転者の負担を軽減し健康に働けるよう、長時間の荷待ちの改善に向け、荷主の皆様のご理解とご協力が必要不可欠です。

また、トラック運転者の荷役作業での労働災害や交通労働災害の防止のため、荷主の皆様による道路貨物運送業の事業者との連絡調整や配慮も求められています。

については、トラック運転者の長時間・過重労働防止の観点から、下記事項の実施に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 長時間の恒常的な荷待ちの改善

発着荷主等の都合による長時間の恒常的な荷待ちは、トラック運転者の長時間労働の要因となることから、これを発生させないよう努めること。

2 改善基準告示※の周知及び遵守への協力

- (1) 運送業務の発注担当者に、改善基準告示を周知し、トラック運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定すること。
- (2) 改善基準告示を遵守できず安全な走行が確保できないおそれのある発注を貨物自動車運送事業者に対して行わないこと。



1 - 1 依頼の趣旨



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

改善基準告示

令和6年4月から変更になります！
詳細は以下の特設ページから

- トラック運転者の改善基準告示
- バス運転者の改善基準告示
- ハイヤー・タクシー運転者の改善基準告示

自動車運転者には拘束時間等を定めた改善基準告示が適用され、このルールを守って運転業務等を行う必要があります。

トラック運転者

いま、考えてみませんか？
物流を支えるトラック運転者のこと。

バス運転者

いま、考えてみませんか？
生活交通を支えるバス運転者のこと。

ハイヤー・タクシー運転者

いま、考えてみませんか？
生活交通を支えるハイヤー・タクシー運転者のこと。

改正改善基準告示学習用コンテンツ

トラック運転者	バス運転者	ハイヤー・タクシー運転者
学習用テキスト	学習用テキスト	学習用テキスト
テキスト (PDF)	テキスト (PDF)	テキスト (PDF)
解説動画 (YouTube)	解説動画 (YouTube)	解説動画 (YouTube)
改善ハンドブック	改善ハンドブック	改善ハンドブック
テキスト (PDF)	テキスト (PDF)	テキスト (PDF)
解説動画 (YouTube)	解説動画 (YouTube)	解説動画 (YouTube)

厚生労働省 岩手労働局 委託事業 (実施機関 / 株式会社タスクール Plus)

岩手働き方改革推進支援センター

今年こそ！ **働き方改革** を実現しませんか？
私たちと一緒に

相談無料

同一労働 同一賃金 よくわからない

賃金引上げ したいがどうすれば？

就業規則を 見直したい

パワハラ 防止法への対応が わからない

助成金を利用 できるの？

ウチの会社はどうしようか…。そうだ！ 専門家に相談しよう！

- 個別企業訪問相談: 専門家が貴社にお伺いし、対面で相談を承ります
- 電話・来所相談: 当センターへご来所か電話にて相談承ります
- セミナー開催・講師派遣: 御業に応じたセミナー開催や講師の派遣が可能です
- オンライン相談: ZoomやMeet等で3種の予約のみで相談ができます

中小企業・個人事業主のための 無料相談窓口

岩手働き方改革推進支援センター

電話: 0120-664-643
E-mail: iwate@task-work.com
ホームページ

働き方改革推進支援センター

スマホから その場で 簡単に ご予約 ができるようになりました！

QRコードを読み込み、お問合せフォームにご入力ください。

岩手働き方改革推進支援センター 〒020-0878 岩手県盛岡市青町4番5号 カガヤ青町ビル3階

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトをリニューアルしました！



「物流情報局」OPEN

2024年4月に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が成立するなど、トラックドライバーの荷待ち・荷役時間の削減に向けた対策が本格化しています。

こうした状況を踏まえ、

「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」

内に **物流情報局** を開設しました。



▲荷主の方



▲事業者の方

トラックトップページ

いま、考えてみませんか？

**物流を支える
トラック運転者**
のこと。

新規OPEN!!

物流情報局

NEW

① 荷主の皆さまへ

② 事業者の皆さま
(トラック運転者の皆さま)へ

物流情報局では、荷主の方、トラック運送事業者の方が協力して荷待ち・荷役時間の削減に取り組めるよう、最新の情報を発信していきます！！

物流情報局では、このような情報を発信しています。



労働基準局広報キャラクター
たしかめたん



荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応

- 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
- 標準的運賃
- トラックGメン など



今後施行される法令のポイント

- 改正物流法、関係省令 など

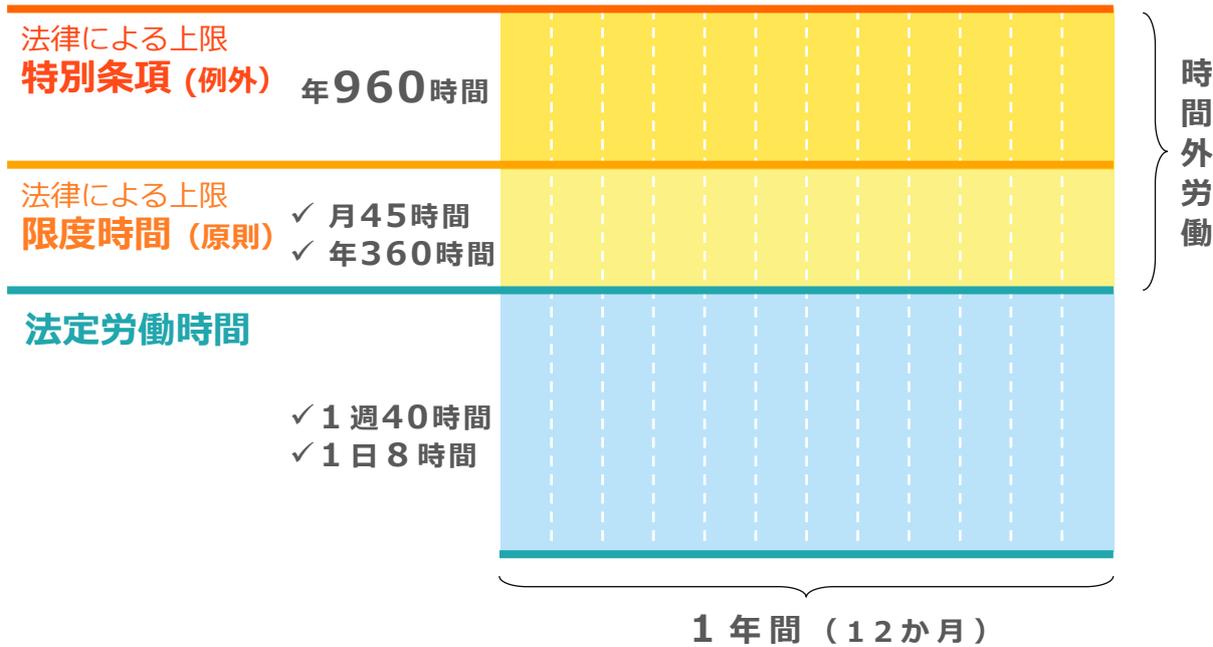


トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先

- 働き方改革推進支援センター など

今後も最新情報に更新していきます！ぜひご覧ください！

自動車運転者の時間外労働の上限規制（2024年4月適用開始）



改正された改善基準告示の主な内容（2024年4月適用開始）

トラック運転者について

	2024年3月31日まで	2024年4月1日以降
 1年の拘束時間	3,516時間以内	原則： 3,300時間以内 例外（※1）： 3,400時間以内
1か月の拘束時間	293時間以内 労使協定により、年6か月まで320時間まで延長可	原則： 284時間以内 例外（※1）： 310時間以内 （年6か月まで）
1日の休息期間	継続8時間以上	原則： 継続11時間与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 例外： 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、継続8時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える

※1 労使協定により延長可（①②を満たす必要あり）

- ① 284時間超は連続3か月まで。
- ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。

※2 1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合

改善基準告示について、詳しくはこちらをご覧ください。➤



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトはこちら▼

トラックポータルサイト



「改善基準告示」の解説動画も公開中!!





2024年
4月から

建設業、ドライバー、医師の
時間外労働の上限規制適用開始!



くらし・はたらき
マエストロ
たしかめたん

みなさまに お願いがあります!

たしかめよう!

適正な 工期の設定を!



週休2日の実現に向け、
ご配慮をお願いいたします。

荷待ち時間・ 荷役時間の削減を!



再配達への削減に向け、
確実に受け取れる時間の指定や
置き配などの活用もお願いいたします。

行程・ダイヤについて よく話し合いを!



停留所からの安全な発車にも
ご協力ください。

受診は 診療時間内に!



医療のかかり方への
ご理解・ご配慮をお願いいたします。

詳しくは裏面をご覧ください →



暮らしを支える方々のためにも みなさまへ大切なお願いです！

みなさまへお願い



くらしはたらきマエストロ
たしかめたん

建設業



抱える問題

工期が短いと、土日働かなければならず、長時間労働につながります。

わたしたちにできること

工事を受注・発注するときは、**ゆとりをもった適正なスケジュール**に。
また、工事の受注・発注に当たっては**適切な金額**での契約を心がけてください。

トラックドライバー



抱える問題

荷待ち時間・荷役時間は、一運行あたり平均3時間程度と言われており、長時間労働の原因となっています。

わたしたちにできること

荷待ち・荷役作業時間削減のため、**適切な日時指定**、**予約システムの導入**、**作業効率化**などの工夫を。
また、「**標準的運賃**」を参考に、**運賃や、荷待ち、荷役作業の料金の見直し**もお願いいたします。

バス運転者



抱える問題

運行スケジュールによっては、休憩できずに運転時間が長くなってしまいます。

わたしたちにできること

貸切バスや送迎バス、コミュニティバスを発注するときには、**行程やダイヤ**についてバス事業者とよく話し合いを。
また、**運転者が必要なときに休憩をとれるように**
SA・PAの駐車ルールを守ることも重要です。

医師



抱える問題

夜間や休日など診療時間外に緊急でない受診をすることは、医師の負担につながります。

わたしたちにできること

受診すべきか迷う場合には
☎#7119(大人)または**☎#8000(小児)**へご相談ください。^(※)
また、ご家族の方も病状説明などは
決められた診療時間内の受診をお願いいたします。

※#7119/#8000の実施状況は地域によって異なります。
非対応地域については、全国版救急受診アプリ「Q助」をご活用ください。
詳しくはウェブサイトをご覧ください。